

自転車乗車用ヘルメット購入費補助金制度 Q&A

	質 問	回 答
1	なぜ補助制度を始めたのですか？	<p>愛知県で「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が制定され、令和3年10月1日から<u>大人も子どもも自転車を利用するときは、乗車用ヘルメットを着用するよう努める</u>ことが定められました。</p> <p>そこで、自転車転倒事故の際の頭部負傷軽減を目的として、ヘルメットの着用を促す必要があると判断し、本制度を創設しました。</p> <p><u>令和5年4月1日からは道路交通法でも自転車乗車時のヘルメットの着用が努力義務</u>となっています。</p>
2	この補助制度は、いつから始まりましたか？	<p>令和3年4月1日から開始しました。</p> <p>令和7年度も引き続き補助制度を行います。</p> <p>なお、令和7年度は、令和7年4月1日以降に購入した安全認証を受けたヘルメット(新品)分の申請に限り受付します。</p>
3	申請書の提出は土日祝日でも可能ですか？	<p>窓口での受付は、市役所の開庁日のみです。受付時間は午前8時30分から午後5時15分までです。</p> <p>なお、郵送による申請も可能です。申請書類を揃えて、安城市役所市民安全課まで送付してください。支所では申請できません。</p>
4	対象年齢は？	<p>対象年齢は令和7年度末時点で18歳以下または65歳以上の市内在住の方です。</p> <p>①18歳以下:平成19年4月2日以降に生まれた方 ②65歳以上:昭和36年4月1日以前に生まれた方</p>
5	現在64歳です。65歳になってからでないと申請できませんか？	<p>年度末時点で65歳になる方であれば誕生日を迎える前であっても申請していただけます。</p>
6	申請は、代理の人が行っても良いですか？	<p>18歳以下の方の申請は、保護者の方が行ってください。保護者用の様式で複数名分をまとめて申請することができます。</p> <p>※複数名分を同時に申請する場合は、申請人数分の添付書類をご用意ください。</p> <p>65歳以上の方は、着用者本人が申請してください。</p> <p>いずれの場合も、窓口への提出は代理の方でも構いません。</p>

7	現在 17 歳です。自分で申請してもいいですか？	18 歳以下の方は自分で申請することはできません。申請は、保護者の方が行ってください。領収証の宛名はお子様でも保護者の方でも構いません。
8	どんなヘルメットでも対象ですか？	SGマーク、JFCマーク、CEマーク(EN1078)、GSマーク、CPSCマークなど安全認証を受けた新品に限ります。未使用品や中古品は補助対象外です。
9	購入するのは市内の店舗でないといけませんか？	市内の店舗に限らず、市外の店舗、インターネットでの購入も対象です。但し、個人売買や支払いの事実を確認できない店舗からの購入は対象外です。 支払済であることを確認でき、宛名のある領収証が発行できる店舗で購入してください。 要件を満たす領収証がない場合は申請できません。
10	購入時にお店から受け取らないといけない書類などはありますか？	購入店から受け取るのは「領収証」です。但し、商品に保証書等の安全認証が確認できる書類がついていない場合は、購入店による安全認証の証明を受けてください。 交付申請書、交付請求書は申請者の方が記入して提出してください。
11	令和 7 年 3 月に 4 月から使用する予定のヘルメットを購入しました。申請できますか？	令和 7 年 4 月 1 日以降に購入したヘルメットが対象のため、申請できません。ご了承ください。 なお、 <u>令和 7 年度中に購入したものは令和 8 年 3 月 31 日が申請期限です。郵送の場合は令和 8 年 3 月 31 日必着です。</u>
12	申請書類は、どこでもらえますか？	市民安全課の窓口で配布するほか、市公式ホームページからも入手することができます。
13	申請は、どのタイミングでできますか？	商品の購入後、必要書類を揃えて申請してください。事前の申請は必要ありません。
14	申請書の提出は、郵送でも良いですか？ また、インターネットで申請できますか？	郵送による申請も受け付けます。郵便物紛失等のトラブルに対しては責任を負えませんのでご了承ください。 また、インターネットでの申請は個人情報漏洩等の防止のため、不可とします。
15	補助金額の算出方法は？	補助金額は、自転車用ヘルメット購入費用(消費税込み)の 2 分の 1 で上限 2 千円です。10 円未満の端数は切り捨てとなります。セット販売でヘルメットの単価が分からない場合や、付属品等の購入分は対象外となります。 例① 購入金額 2,990 円の場合 $2,990 \times 1/2 = 1,495$ 円 → 補助金額 1,490 円 例② 購入金額 5,000 円の場合

		5,000 × 1/2 = 2,500 円 → 補助金額 2,000 円 (上限)
16	帽子型のヘルメットのカバー(帽子部分)等ヘルメットの付属品をヘルメットと同時購入しました。付属品も補助対象経費に含まれますか？	カバー(帽子部分)等とヘルメット本体が <u>一体の商品として販売されている場合は</u> 、カバー(帽子部分)等の付属品を併せたヘルメット全体の価格を補助対象経費とします。ただし、ヘルメット本体と別売りの付属品を購入した場合は、同時購入であっても付属品購入に関する費用は対象外となります。 また、インターネット購入時の送料や代引き手数料等も補助対象経費に含みません。
17	インターネットで 5,000 円のヘルメットを 1,500 円分ポイントを使用して購入しました。補助金額はどうなりますか？	ポイント使用分は差し引いて算出されます。 この場合、ポイント使用後の実際の支払金額(3,500 円)が補助対象金額となります。 $3,500 \text{ 円} \times 1/2 = 1,750 \text{ 円}$ (補助金額) なお、市内店舗等での購入時にポイントやクーポンを使用した場合は、割引後の金額が補助対象金額となります。
18	現在は安城市に住んでいますが、近々安城市外に引っ越す予定です。その場合でも補助の対象になりますか？	申請時に着用者が市内在住であることが条件です。 安城市外へ引っ越す前に申請してください。
19	領収書は必要ですか？	必要です。以下の内容がすべて記載された領収書等(支払が完了したことが分かる書類)をご提出ください。 ①申請者又はヘルメット着用者(18 歳以下に限る)の氏名 ②ヘルメットの購入金額 ③購入日 ④品名又は品番 ⑤購入店舗名 領収証はレシートタイプのものであっても、上記5つの要件を満たしていれば問題ありません。 <u>宛名のない通常のレシートは対象外</u> です。
20	添付書類「ヘルメットが安全認証を受けたことを証する書類」とはどんなものですか？	保証書、取扱説明書、商品タグ、商品パッケージ等、購入商品が安全認証を受けていることが分かる書類の写しです。 ※令和 6 年度から <u>CE マークは EN1078 規格</u> が確認できるヘルメットのみが補助対象となりました。 ※領収書内に安全認証マークが補記(「SGマーク付きヘルメット」など)されている場合、証明とみなします。

21	「補助金交付申請書兼誓約書兼実績報告書」は、代筆しても良いですか？または、パソコン入力しても良いですか？	代筆やパソコン入力でも構いませんが、申請者本人の署名がない場合は押印が必要です。
22	補助金の受取方法は？現金での受け取りも可能ですか？	補助金は、 <u>申請者本人名義の口座</u> に振り込みます。現金での受取りはできません。
23	申請書を提出してから、どれくらいの期間で補助金を受け取ることができますか？	申請書を受理してから、概ね1か月半から2か月後の振込みを予定していますが、申請件数により前後することがあります。予めご了承ください。
24	過去の年度に申請しましたが、令和7年度に新しいヘルメットに買い換えました。その場合申請できますか？	着用者1名につき1個1回限りですので、着用者が同じ場合は申請できません。